2013年度国際民事訴訟法　期末試験

高橋宏司　出題

　X(乙国に住所を有する乙国人)は、自らの事業に用いる小型ジェット機を購入するため、ジェット機の販売を業とするY1(甲国に本店を有する甲国法人)の乙国営業所を訪れ、サンプルの小型ジェット機に試乗したが、着陸の際に同機がバランスを崩したため、重傷を負った。Xは、Y1、同機を操縦していたY2(乙国に住所を有するY1の乙国人従業員)、同機の製造会社Y3(丙国に本店を有する丙国法人)、同機の部品を製造した個人事業者Y4(丁国に住所を有する丁国人)を共同被告とする損害賠償請求訴訟を甲国で提起した。請求原因は、Y1とY2に対する請求は不法行為、Y3とY4に対する請求は製造物責任である。訴状は、次のように送達された。

Y1に対しては、甲国の民事訴訟法に従い、甲国にあるY1の本店において送達された。

　Y2に対しては、Xが、乙国語の翻訳文を付けて、乙国にあるY2の住所に郵送した。

Y3に対しては、Xが、丙国語の翻訳文を付けて、丙国にあるY3の本店に郵送した。

Y4に対しては、丁国の管轄官庁に送達を嘱託してから6か月を経過しても送達を証する書面の送付がなかったため、甲国の民事訴訟法に従って公示送達された。  
　甲国・乙国・丙国は、ハーグ送達条約(民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約)の締約国である。乙国および丙国は、ハーグ送達条約10条a号につき拒否宣言をしている。

Y2は、甲国法人Y1に乙国営業所にて雇われており、Y1との間の労働契約には、同契約から生ずる一切の紛争は、甲国裁判所の専属管轄に服する旨の合意がある。Y3は、甲国に自らの事業所を有していないが、甲国の代理店を通じて、自社製の小型ジェット機をY1に継続的に納入している。しかし、本件事故機は、Y1の乙国営業所担当者との交渉を経て、直接に乙国営業所に納入した。Y4は、ジェット機の部品の発明に関して甲国の特許権を有している。以上の諸点以外には、Y2、Y3、Y4は、本件訴訟に至るまで、甲国とは何らの関係もなかった。

Y2およびY4は、本件訴訟のすべての期日に欠席した。Y1およびY3は、甲国の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しつつ、本案について弁論をした。Y3は、送達の適法性も争った。しかし、甲国裁判所は、訴えおよび送達の適法性を認め、Y1、Y2、Y3、Y4の各被告に対するXの請求を認容する判決(本件判決)を下し、本件判決は確定した。Y1、Y2、Y3、Y4が日本に財産を有していることを知ったXは、日本で本件判決の執行判決を請求し、訴えを提起した。

(1) Y1、Y2、Y3、Y4の各被告に対する請求について、本件判決は民事訴訟法118条1号の要件を具備するか。(期末試験総点80点中60点)

(2) Y2、Y3、Y4の各被告に対する請求について、本件判決は民事訴訟法118条2号の要件を具備するか。(期末試験総点80点中20点)